

# 契 約 書

株式会社ピースフル（以下「甲」という）と（以下「乙」という）とは、甲より乙へレンタルされる自動体外式除細動器のレンタル物品各 1 台分の賃貸借用・運用管理について以下の通り契約を締結する。

## 第 1 条（総則）

甲は乙との間のレンタル物品賃貸借用契約について同書類を持って契約し、または取り決め等による特約がない時には、以下の条文の規定を適用とする。

## 第 2 条（レンタル期間）

甲より乙に対してレンタルされるレンタル期間は①平成日から平成日までとし、引渡し及び返還に関わる郵送日数を含むものとする。

## 第 3 条（レンタル料金）

乙は甲に対して第 2 条からのレンタル期間より、甲により算式されたレンタル料金及びオプション消耗品レンタル料金を、甲が別途定める指定した銀行口座に取り決めの支払日までに振り込むものとする。

## 第 4 条（レンタル物品の早期返却、返却遅延）

乙は第 2 条で定めたレンタル期間より早期に返却したとしても第 3 条の料金を支払うものとする。また、第 2 条で定めたレンタル期間より返却が遅延した場合、甲が定める遅延金を、乙が甲の別途定める指定した銀行口座に遅延金を振り込むものとする。

## 第 5 条（レンタル物品の引渡し、返却の費用負担、未返却時の回収に関する費用負担）

レンタル物品の引渡し及び返却に関わる運送費等の諸経費は、乙の負担とし、甲に運送費用等の諸経費が生じた場合は乙が甲の別途定める指定した銀行口座に運送費用等の諸経費を振り込むものとする。また、乙がレンタル物品を善良な不当に返却せず、甲がレンタル物品回収作業を行なった場合の旅費等の諸費用は、乙が負担し、甲に諸経費が生じた場合は乙が甲の別途定める指定した銀行口座に旅費等の諸経費を振り込むものとする。

## 第 6 条（レンタル物品の使用、保管）

乙はレンタル物品を使用する設置場所において本来の使用方法に従い、善良な管理者の注意を持って使用、保管する。また、保管する際に必要な消耗品費用は乙が負担するものとする。

甲はレンタル物品引渡後、乙の責めによる誤ったレンタル物品の使用方法やトラブルにより発生した損害については、甲は一切の責任を負わないものとする。

## 第 7 条（付属消耗品、オプション消耗品の使用及び未返却時の費用負担）

乙はレンタル物品に付属する消耗品（付属消耗品は電極パットとレスキューキット、オプション消耗品は小児用パットと救急セット）を使用した場合、またはレンタル物品返却時に消耗品が返却されない場合は使用したものと判断し、乙の負担とし、消耗品料金を、甲が別途定める指定した銀行口座に振り込むものとする。消耗品料金は次の通りとする。ただし、救急セット内の消耗品（三角巾、ガーゼ等）に関してはこれに該当しない。

付属消耗品： 電極パット(1 組) 6,300 円(税込) レスキューキット 2,100 円(税込)

オプション消耗品： 小児用パット(1 組) 12,600 円(税込) 救急セット 6,300 円(税込)

## 第 8 条(禁止行為)

乙は甲の書面による承諾なしに次の号の行為を行なうことはできない。

1. レンタル物品を譲渡、質入等の処分行為をすること。
2. レンタル物品を転賃する等第三者に使用させること。
3. レンタル物件の分解、改造、仕様変更、模様替え等引渡し時の現状を変更すること。ただし、レンタル物件使用後の消耗品の交換等はこれに該当しない。
4. レンタル物件を日本国外へ持ち出すこと。但し、書面による日本国外への持ち出し承諾を得た場合、乙は善良な管理者の注意を持って搬送、使用、保管する。また、搬送、使用、保管する際に必要な消耗品費用は乙が負担するものとする。

## 第 9 条(レンタル物品の滅失、毀損)

乙の責めによる事由に基づきレンタル物品を滅失(水没、修理不能、盗難、所有権の侵害を含む)、毀損(所有権の侵害を含む)した場合、または第 8 条で定めた行為を行なった場合、乙は甲に対して代替物品(新品)の購入代価相当額または修理代を支払うものとする。本体のみではなく、AED ケース、付属消耗品、オプション消耗品もこれに該当する。

## 第 10 条(差し押さえ通知)

乙はレンタル物件について第三者からの差押、その他法律的、事実に侵害が発生した時、またはその恐れがある場合は、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

## 第 11 条(協議事項)

本規約に定めのない事項が生じた場合および本規約の解釈に疑義が生じた場合は、甲と乙の間で友好的に協議し解決するものとする。

## 第 12 条(管轄裁判所)

甲および乙は本契約に関するすべての訴訟および裁判手続きの必要が生じた場合、甲の本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 21 年 11 月 18 日 甲 住所: 〒229-1104 神奈川県相模原市東橋本 1-5-11 小山ビル1F

屋号: 株式会社ピースフル

代表者名: 代表取締役 福島 圭介

Ⓜ

乙 住所:

屋号:

代表者名:

Ⓜ